



地方公営企業会計勉強会

第3回 退職給付引当金の計上義務

長谷川公認会計士事務所

A_hasegawa_cpa@yahoo.co.jp

<http://a-hasegawa-cpa.jimdo.com/>

1. 引当金の計上

現行ルール

退職給与引当金と修繕引当金のみ計上可。
ただし、任意適用。

他会計基準との整合性

- ①将来の特定の費用又は損失であって、
 - ②その発生が当期以前の事象に起因し、
 - ③発生の可能性が高く、かつ、
 - ④その金額を合理的に見積もることができる
- 場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部または資産の部に記載するものとする(企業会計原則)

新ルール

引当金の計上を義務化

負担増

意義:

当期の収益に対応する費用または損失を見積計上し、期間損益を適正にする。

計上要件の補足

- ①“特定の費用または損失”
個別的に確認できること。事業全体に予測される一般的危険に対して引当計上、不可。
- ②“将来の費用が当期以前の事象に起因”とは
引当計上する期の事象と将来の事象との間に因果関係が必要。
退職給与引当金の場合、
当期 : 従業員労務提供の事実に対して、
将来 : 退職金給付という費用が発生する。
- ③就業規則により、発生の可能性は確実
- ④退職金規定などにより、合理的見積可能。

「退職給付引当金」企業が労働協約・就業規則等に基づいて、将来従業員が退職する際に支給する退職金に充当するため見積計上するもの。

「賞与引当金」企業が賞与支給規定に基づいて、定期的に支給する賞与の負担額を見積計上するもの。

「修繕引当金」定期的に修繕することによって性能を維持できる建物や設備などについて、当期以前の使用に起因した減損や減耗に対する修繕に費用を将来の修繕に備えて計上するもの。

2. 退職給付引当金

1. 退職給付とは？

一定の期間にわたり、労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後、従業員に支給される給付をいう。退職一時金、退職年金などが典型。

4. 計上額

<原則法>

退職時に見込まれる退職給付総額のうち当期までに発生していると認められる額を、一定の割引率、及び予想される退職時から現在までの期間に基づいて、割引計算する。

<簡便法>

期末時点で、従業員全員が自己都合により、退職したと仮定した場合の、要支給額。
うち、公営企業の負担額を引当計上する。

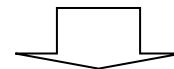
6. 注記

- ・一般会計が負担するため、引当金を計上していない部分
- ・引当不足を一括処理しなかった場合

2. 会計的性格

- (1) 賃金の後払い(賃金後払説)
- (2) 従業員の功績に対する報奨(功績報奨説)
- (3) 退職後の従業員の生活保障(生活保障説)

企業会計上、退職給付は基本的に労働協約等に基づき従業員が提供した労働の対価として支払われる賃金の後払い、との立場で、勤務期間を通じた労働の提供に伴い発生すると捉える。



3. 引当計上要件

退職給付は、その発生が当期以前の事象に起因する特定の費用的支出である。当期の負担は、支出の事実に基づくことなく、その支出原因の発生期に費用計上する。

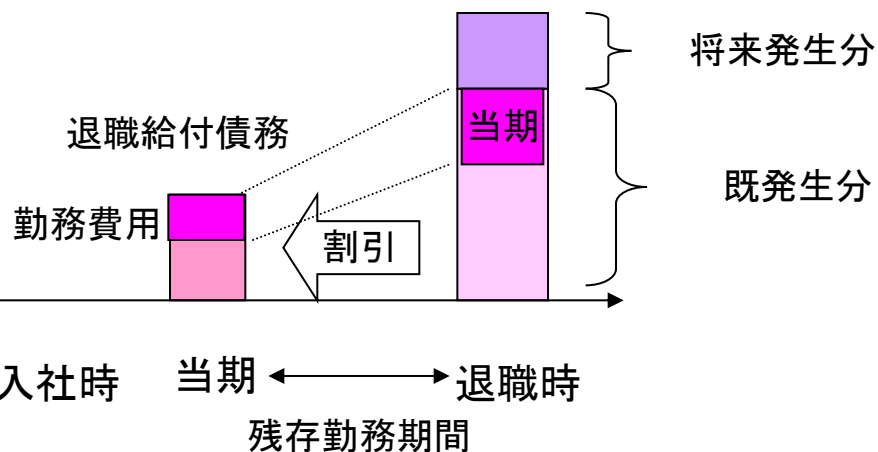
5. 経過措置(計上不足額の処理)

原則として、特別損失に一括計上する。
ただし、平均残存勤務期間(最長15年)内で、費用処理することも可能。ただし、注記が必要。

3. 退職給付引当金の算定方法(原則法)

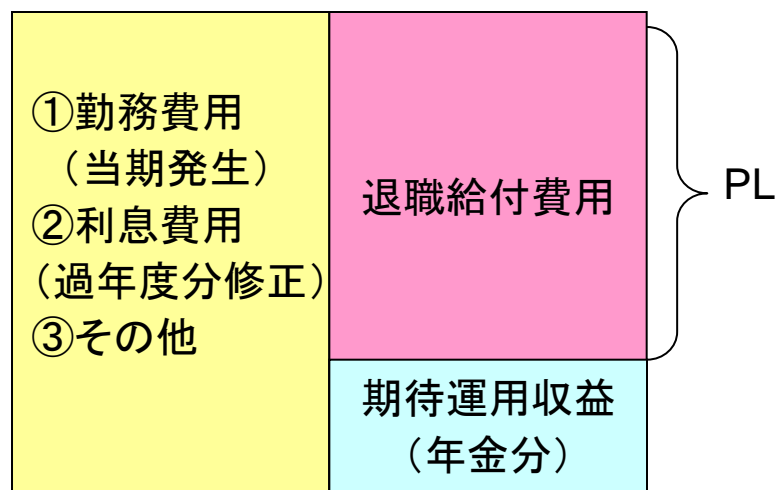
①退職給付債務を見積もる。

退職給付見込額



割引率: 安全性の高い長期債券の利回りを基礎とする。

②退職給付費用を算定する。



③年金資産を時価評価する。

外部で積み立てられ、退職給付の支払にのみ使用されることが担保されている資産。



期末における公正な評価額で評価。

④退職給付引当金を算定する。

未認識分(差額など)

①退職給付債務
その他

③年金資産

退職給付引当金

BS

3. 退職給付引当金の算定方法(原則法)の設例

- ・従業員Aは、3年間契約。退職金は、退職時一括支給。
- ・支給額は(最終年度(3年目)の給与月額)x(勤務年数=3年)。
- ・予定金利(割引率)は3%。
- ・従業員の月額給与 20X1年 300、20X2年 350、20X3年 400

